資料３　　合理的配慮予算・事業費とは別建ての事例　世界銀行

　世界銀行では2002年に初めて【障害と開発】というチームを人間開発局・社会保障セクター内に設置した。

　障害の主流化を進める為に下記の通り、通常の【事業費】【部署の割り当て予算】とは別に、【合理的配慮予算】が組まれた。2002年当初は総裁室の予算の中で【合理的配慮予算】（Reasonable Accommodation Fund）が予算立てされた。

【障害と開発】チームの予算から捻出

◎　障害と開発アドバイザー（障害者）の雇用（常勤雇用）

◎　障害と開発アドバイザーによる活動経費

◎　通常の活動経費（調査・事業計画・事業実施に係る経費など）

【合理的配慮予算】から捻出

◎　障害アドバイザーが必要とするパーソナルアシスタント2名の雇用（常勤雇用）

◎　パーソナルアシスタントに係る【すべての経費】

◎　障害アドバイザーに同行するパーソナルアシスタント2名の旅費・宿泊費・日当

◎　世界銀行内、もしくは世界銀行主催のイベントでの情報保障費

◎　在外事務所でのスロープの購入費、バリアフリー車両の費用など

◎　JPA/YP が障害者で介助者・ガイド等を必要とする場合の経費

**障害の主流化を進めようと試みる部署が活動予算を減らされることがあってはならない、という意図から合理的配慮予算は通常の事業費とは別建ての予算組みがされた。**